

令和 7 年 第 8 回

雫石町農業委員会総会
会 議 録

令和 7 年 8 月 22 日 開催

雫石町農業委員会

令和7年第8回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和7年8月22日(金) 午後2時00分

2 開催場所 雫石町役場大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番 藤村 正彦
4 番 高橋 浩之
5 番 砂壁 純也
6 番 坂下 千枝子
7 番 前 茂見
8 番 川口 英敏
9 番 八丁野 よし子
10 番 松本 光正
11 番 黒沢 菜穂子

農地利用最適化推進委員

雫 石 階 保
雫 石 木村 正美
雫 石 横手 克文
雫 石 小谷地 昇
御 所 米澤 晃
御 所 新田 善男
御 所 高橋 大和
西 山 滝澤 美紗子
西 山 柿木 一明
西 山 荒塚 秀則
西 山 袖林 一
御明神 小志戸前 健一
御明神 南野 仁
御明神 新田 華織
御明神 松ノ木 奈々子
御明神 下川原 幸宏

4 欠席した委員

農業委員	2 番	晴山 英俊	3 番	山崎 忍
推進委員	御所	吉田 光彦	西山	山本 長栄

5 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定について

6 職務のため出席した職員

局長 太田 弘幸 係長 松ノ木 拓也 主任 上和野 恵太

開会時間 午後2時00分

議長 　　ただ今から、令和7年第8回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
　　本日の出席委員は農業委員9名、推進委員16名、計25名です。
　　雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。
　　始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

太田局長 　　（資料に基づき説明）

議長 　　事務局より報告がありましたが、確認したいことなどございませんか。

委員 　　（なし）

議長 　　なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。
　　会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 　　「異議なし」の声

議長 　　異議なしと認め、会議録署名人には5番 砂壁純也委員、6番 坂下千枝子委員、書記には事務局の松ノ木係長、上和野主任を指名いたします。
　　次に報告第1号～第2号を行います。事務局の説明を求めます。

松ノ木係長 　　それでは、報告第1号～第2号について説明いたします。なお、説明は要点のみとしますのでご了承願います。
　　総会資料の3ページをご覧願います。
　　報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」、表のとおり5件提出があり、全て相続により農地の権利を取得したものです。
　　総会資料の4ページをご覧願います。
　　報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届け出について」表のとおり1件提出がありました。
　　番号1、解約理由は所有権移転をするためです。関連する案件をこのあと議案第4号で、ご審議いただきます。
　　以上で報告を終わります。

議長 　　事務局から報告がありましたが、これに質問などございませんか。

委員 　　（なし）

議長 　　なければ、報告第1号～第2号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による、許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

松ノ木係長

はい、議案第1号について説明いたします。

総会資料の6ページをご覧ください。

番号1、〇〇、田1筆、面積35,419㎡、3条賃貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。

申請事由は、貸付人の規模縮小のためです。

場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の3～6ページをご覧ください。

番号2、〇〇、田6筆、面積計11,907㎡、3条売買、譲渡人〇〇、譲受人〇〇。

申請事由は、譲渡人の離農のためです。場所は参考資料の2ページにあります、『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇か〇〇km向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の7～10ページをご覧ください。

番号3、〇〇、田2筆、面積計10,144㎡、3条賃貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。

申請事由は、借受人の規模拡大のためです。場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の11～14ページをご覧ください。

また、総会資料の8～9ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長

以上で説明を終わります。

7番前委員

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を7番前委員にお願いいたします。

前です。それでは報告いたします。

8月18日、私、山崎委員、小谷地推進委員、山本推進委員の6班4名と事務局で現地を確認してきました。

番号1について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料5～6ページのとおり状況であり貸借後も引き続き牧草の圃場として管理していく予定であることから問題ないと思われま

番号2について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料9～10ページのとおり状況であり、売買後に主食用米の圃場として管理していく予定であることから問題ないと思われま

番号3について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料13～14ページのとおり状況であり、貸借後も引き続き牧草の圃場として管理していく予定であることから問題ないと思われま

す。

議 長 以上で報告を終わります。

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

8 番 川口委員 質問、ご意見ございませんか。はい、川口委員。

8 番 川口です。確認させていただきます。番号2の ○○さんのところで、貸が松ノ木係長 420 と書いてありますけれども、これは貸しているということですか。

はい、お答えいたします。

8 番 川口委員 ○○さんが貸している農地につきましては、○○さんで借りているというかたちになっております。

議 長 はい、了解しました。

委 員 他にございませんか。

議 長 (なし)

なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。

委 員 ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

議 長 (全員挙手)

全員挙手ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

松ノ木係長 次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

議案第2号について説明いたします。

総会資料の10ページをご覧ください。

番号1、○○、田1筆、面積587㎡、申請人○○、農業用施設用地を整備するための永久転用であります。

場所は参考資料の2ページにあります『4条：○○』となっているところで、○○から○○m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の15～18ページをご覧ください。

本案は、計画面積も妥当であり、申請農地は10ヘクタール以上の一団の農地であることから第1種農地に区分されますが、主食用米の乾燥調製作業を行う施設を建築するため、例外規定に該当すると判断されますので農地転用許可基準を満たしていると考えます。

議 長 以上で説明を終わります。

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を 7 番 前委員にお願いいたします。

議 長 番号 1 について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料の 17～18 ページの写真のとおり自己保全管理の状況でした。
農地区分等は事務局の説明のとおりであり、敷地は踏圧施工をするため、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してきました。
なお、事前着工はありませんでした。
以上で報告を終わります。

委 員 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

議 長 (なし)

委 員 なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

議 長 (全員挙手)

松ノ木係長 全員挙手ですので、議案第 2 号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による、許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

議案第 3 号について説明いたします。
総会資料の 11 ページをご覧ください。
番号 1、〇〇、畑 2 筆、面積計 330 m²、売買、譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇、転用目的は、一般個人住宅を建築するための永久転用であります。
場所は参考資料の 1 ページにあります『5 条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇m 向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 19～22 ページをご覧ください。
本案は、計画面積も妥当であり、申請農地は 10 ヘクタール以上の一団の農地であることから第 1 種農地に区分され、住宅等で集落接続して設置されることから、例外規定に該当すると判断されますので、農地転用許可基準を満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。

小谷地推進委員 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を 小谷地推進委員にお願いいたします。

小谷地です。

番号1について、報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の21、22ページの写真のとおり自己保全管理の状況であり、測量の跡が見受けられました。

農地区分等は事務局の説明のとおりであり、敷地は転圧施工後に砂利を敷くため、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してきました。

なお、事前着工はありませんでした。

議長 以上で報告を終わります。

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

委員 質問、ご意見ございませんか。

議長 (なし)

なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。

委員 ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

議長 (全員挙手)

全員挙手ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定についてを議題といたします。

本案は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当する案件で、松ノ木推進委員が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終結するまで退席願います。

議長 (松ノ木推進委員 退席)

松ノ木係長 それでは、事務局の説明を求めます。

議案第4号について説明いたします。

総会資料の12ページをご覧ください。

本案は、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の案であり、農地中間管理機構である公益社団法人岩手県農業公社が、売買による所有権移転を行うものです。

番号1、〇〇、田16筆、面積計21,833㎡、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、総額1,800,000円。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議長 以上で説明を終わります。

事務局の説明が終わりました。

委員 これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

議長 (なし)

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。

委員 ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

議長 (全員挙手)

全員挙手ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 (松ノ木推進委員 着席)

以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会とします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午後2時27分

以上が令和7年8月22日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 7 年 8 月 22 日 開催

議長 会長

議事録署名人 5番

6番
